

輸出植物検査申込の流れ（登録検査機関（協会）による検査の場合）

1 検査の申込

様式「輸出検査申込書」に必要事項を記載し、関係書類とともに電子メール又はFAXで協会へ送付ください。

申込書様式の中に検査実施者を選択する箇所がありますので、「登録検査機関（大阪植物検疫協会）」にチェックをしてください。なお、検疫証明書現場発給の場合や検査品目によっては、協会で検査を実施できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

「輸入国の要求事項」については、検疫証明書添付の要否や特定の病害虫を対象とした検査の有無等を、輸入者等を通じ必ず現地検疫当局に確認し、その内容を記載してください。輸出検査はそれに沿って実施します。

2 検査申請書の内容確認

検査申込書を基に協会で入力作成した「目視（消毒、精密）検査申請書」案、「植物等輸出検査申請控」（植物検疫証明書交付の申請用、NACCS申請）を送付いたしますので、内容を確認し、修正等がなければそのまま返信してください。

3 検査の立会

事前に調整した日時に協会検査員が検査にお伺いしますので、荷口の蔵置場所のご担当者に手配をお願いします。

4 検疫証明書の受領

検査の結果、「適合」となった場合、植物防疫所から検疫証明書が交付されますので、協会事務所にて検疫証明書をお受け取り下さい。その際、協会検査員による目視（消毒、精密）検査報告書も併せてお渡しいたします。